2022年9月30日

各位

会 社 名 合同会社 Yamauchi - No.10

Family Office

代表者名 代表社員

山内万丈

会 社 名 株 式 会 社 KITE 代表者名 代 表 取 締 役

山内万丈

# 「東洋建設株式会社(証券コード:1890)の株券等に対する 公開買付けの開始予定に関するお知らせ」 の変更に関するお知らせ

合同会社 Vpg (現「合同会社 Yamauchi - No.10 Family Office」。以下「当社 (合同会社 YFO)」 といいます。)及び株式会社 KITE(以下「当社(KITE)」といい、当社(合同会社 YFO)と併 せて、「当社ら」又は「公開買付者」といいます。)は、東洋建設株式会社(以下「対象者」と いいます。) の普通株式(以下「対象者株式」といいます。) を金融商品取引法(昭和 23 年法 律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。) に基づく公開買付け(以下「本 公開買付け」といいます。)により取得することを決定し、2022年5月18日付け「東洋建設株 式会社(証券コード:1890)の株券等に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」(以下 「本公開買付け予告プレス」といいます。その後の6月8日訂正プレス及び6月30日変更プレ ス(以下にそれぞれ定義します。)による変更を含みます。)、2022年6月8日付け「「東洋 建設株式会社(証券コード:1890)の株券等に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」 の訂正に関するお知らせ」(以下「6月8日訂正プレス」といいます。)及び2022年6月30日 付け「「東洋建設株式会社(証券コード:1890)の株券等に対する公開買付けの開始予定に関す るお知らせ」の変更に関するお知らせ」(以下「6月30日変更プレス」といいます。)を公表 しておりますが、本公開買付けに係る本公開買付け予告プレスの記載事項の一部に変更すべき 事項が生じたため、本日、本公開買付け予告プレスを下記のとおり変更いたしましたので、お知 らせいたします。なお、本書において用いられる用語は、別途本書にて明示的に定義されない限 り、本公開買付け予告プレスにおいて定義された意味を有するものとします。また、合同会社 Vpg は、2022 年 9 月 14 日付けで、合同会社 Yamauchi - No.10 Family Office に商号を変更いたし ましたので、本公開買付け予告プレスにおける「合同会社 Vpg」又は「当社(Vpg)」を、それ ぞれ「合同会社 Yamauchi - No.10 Family Office」又は「当社(合同会社 YFO)」に読み替えるも のとします。

6月30日変更プレスにおいては、本公開買付けの開始時期について2022年9月下旬を目途 としておりましたが、対象者においては、6月30日変更プレス以降、当社買収提案に関する対 象者の事務局で当社買収提案について検討が行われた上、2022 年 7 月 26 日の対象者取締役会で、当社買収提案に対して賛同表明・応募推奨を行うか否かを判断するための検討を開始する決議がなされ、その後鋭意ご検討していただいておりますものの、本書日付け時点において本公開買付けに関する対象者取締役会の賛同表明及び応募推奨の決議が得られていないことから、本公開買付前提条件①が充足されておりません。

当社ら及び対象者は、6月30日変更プレスの公表以降、本書日付け時点までに面談12回を含む継続的な協議を実施しております。6月30日変更プレスの公表から下記の秘密保持契約の締結までの期間においては、当社ら及び対象者との間で対象者の企業価値向上策及び当社買収提案の協議の具体的な進め方(対象者の企業価値向上策の協議又は対象者の事業内容等に関する相互理解のためのプロセスと対象者による当社買収提案の検討の先後関係等を含みます。)について両者の調整に時間を要したこと、並行して交渉していた秘密保持契約の内容の合意及び締結に時間を要したこと、並びにこれにより対象者の企業価値向上策及び当社買収提案の協議に必要な両者相互間の追加の情報提供が遅れたことを背景に、6月30日変更プレスの公表時点で想定した協議期間よりも時間を要しました。しかし、その後、当社ら及び対象者は、2022年8月26日付けで、当社買収提案について対象者取締役会で検討を行うために秘密保持契約を締結し、当社らからはYFOグループに関する追加の情報提供を、対象者からは対象者の事業実績、事業計画及び事業内容等に関する追加の情報提供をそれぞれ行った上で、それらに基づき両者で対象者の企業価値向上策及び当社買収提案の協議を進めています。

このように、2022 年9月下旬を目途に対象者取締役会において賛同表明及び応募推奨を行うか否かの判断をするために、当社ら及び対象者との間で対象者の企業価値向上策及び当社買収提案に係る協議を重ねてまいりましたが、本書日付け時点における協議の状況を踏まえ、当社らと対象者との相互理解及び対象者の企業価値向上に係る協議に一定の時間が必要であること、対象者取締役会における賛同表明及び応募推奨を行うか否かの判断にはさらに一定の期間を要することが見込まれるため、本公開買付けの開始時期を、対象者からの提案も踏まえた上で、2022 年 11 月上旬に予定されている対象者の第2四半期決算短信の発表の時期を目途に延期して、引き続き協議を継続することを決定いたしました。

当社らとしては、本公開買付け予告プレス〈本公開買付けの実施を決定するに至った背景及び目的について〉「③本公開買付けを実施する理由及び実施に至る経緯」「オ.本公開買付けの決定に至る経緯及び本公開買付けを実施する理由」に記載のとおり、対象者の課題に対応するためには対象者の非公開化を行うことが合理的であり、当社らが提案する経営方針及び企業価値向上策の施策を対象者とともに実行していくことにより、対象者の企業価値及び株式価値を最大化することができると引き続き考えていることから、対象者との間で対象者の企業価値向上に係る協議を継続しており、今後も対象者取締役会に対して、本公開買付けへの賛同表明及び応募推奨の決議をしていただくよう引き続き真摯かつ友好的な協議を進めさせていただく予定です。

今後も対象者との協議に重大な進捗がありましたら、当社らより公表(2以上の報道機関に対する公開又は Yamauchi No.10 Family Office のウェブサイトにて公開する方法によります。)させていただきます。また、2022年11月上旬よりも前においても、上記の本公開買付前提条件①の充足の状況について重大な変更(本公開買付けの開始時期の延期又は前倒しを含みます。)が生じた場合には、速やかに公表する予定です。

記

変更箇所には下線を付しております。

### 冒頭柱書

(変更前)

#### <前略>

当社らは、本公開買付前提条件の全てが直ちに充足された場合には、2022年6月下旬を目途に本公開買付けを開始することを、本公開買付けの開始を当初公表した2022年5月18日時点においては予定していたところ、2022年6月30日現在、本公開買付前提条件①が充足されておらず、対象者との協議を継続するために本公開買付けの開始時期を延期する必要があることから、2022年9月下旬を目途に本公開買付けを開始することを予定しております(なお、本公開買付開始前提条件①の充足の状況によっては開始時期が延期又は前倒しされる可能性もありますが、その場合は開始時期の延期又は前倒しが判明次第、遅滞なく公表(2以上の報道機関に対する公開又はYamauchi No.10 Family Office(以下「YFO」といいます。)のウェブサイトにて公開する方法によります。以下同じです。)いたします。)。なお、本書において別途明記されているもの(下記<本公開買付価格>に記載の買付け等の価格の変更及び下記<本公開買付けの概要>に記載の特別関係者が本公開買付けに応募しない場合の買付予定数の下限の変更その他これに関連する変更を意味します。)を除き、本公開買付けの条件については、変更は予定しておりません。

# (変更後)

#### <前略>

当社らは、本公開買付前提条件の全てが直ちに充足された場合には、2022年6月下旬を目途に本公開買付けを開始することを、本公開買付けの開始を当初公表した2022年5月18日時点においては予定していたところ、2022年6月30日時点で、本公開買付前提条件①が充足されておらず、対象者との協議を継続するために本公開買付けの開始時期を延期する必要があったことから、2022年9月下旬を目途に本公開買付けの開始時期を延期しました。その後、下記 本公開買付けの実施を決定するに至った背景及び目的について〉「③本公開買付けを実施する理由及び実施に至る経緯」「キ.6月30日変更プレス公表後の経緯」に記載のとおり、対

象者においては、当社買収提案に関する対象者の事務局(以下「対象者事務局」といいます。)で当社買収提案について検討が行われた上、2022年7月26日の対象者取締役会で、当社買収提案に対して賛同表明・応募推奨を行うか否かを判断するための検討を開始する決議がなされ、その後鋭意ご検討していただいておりますものの、2022年9月30日時点で、本公開買付前提条件①が充足されておらず、対象者との協議を継続するために本公開買付けの開始時期を延期する必要があることから、2022年11月上旬に予定されている対象者の第2四半期決算短信の発表の時期を目途に本公開買付けを開始することを予定しております(なお、本公開買付開始前提条件①の充足の状況によっては開始時期が延期又は前倒しされる可能性もありますが、その場合は開始時期の延期又は前倒しが判明次第、遅滞なく公表(2以上の報道機関に対する公開又はYamauchi No.10 Family Office(以下「YFO」といいます。)のウェブサイトにて公開する方法によります。以下同じです。)いたします。)。なお、本書において別途明記されているもの(下記<本公開買付価格>に記載の買付け等の価格の変更及び下記<本公開買付けの概要>に記載の特別関係者が本公開買付けに応募しない場合の買付予定数の下限の変更その他これに関連する変更を意味します。)を除き、本公開買付けの条件については、変更は予定しておりません。

## 〈本書による開示の理由〉

(変更前)

# <前略>

なお、当社らとしては、下記<本公開買付前提条件>のいずれかが 2022 年6月下旬までに充足されず、その結果として本公開買付けが開始されない場合が発生する可能性は低いと認識しておりましたが、その後、2022 年6月 30 日現在、本公開買付前提条件①が充足されておりません。しかし、当社らは、対象者取締役会に対して、本公開買付けへの賛同表明及び応募推奨の決議をしていただくよう引き続き働きかける予定であり、2022 年9月下旬までに下記<本公開買付前提条件>のいずれかが充足されず、その結果として本公開買付けが開始されない場合が発生する可能性は低いと認識しています。

<後略>

(変更後)

#### <前略>

なお、当社らとしては、下記<本公開買付前提条件>のいずれかが<u>本公開買付けの開始時期</u>延期後の2022年9月下旬までに充足されず、その結果として本公開買付けが開始されない場合が発生する可能性は低いと認識しておりましたが、その後、2022年9月30日現在、本公開買付前提条件①が充足されておりません。しかし、当社らは、対象者取締役会に対して、本公開買付けへの賛同表明及び応募推奨の決議をしていただくよう引き続き働きかける予定であり、2022

年 <u>11</u>月<u>上</u>旬までに下記<本公開買付前提条件>のいずれかが充足されず、その結果として本公開買付けが開始されない場合が発生する可能性は低いと認識しています。

<後略>

(変更前)

## <前略>

当社らは、今後の当社ら及び対象者との協議・交渉を通じて、下記〈本公開買付前提条件〉に 記載の前提条件(本公開買付けに対する対象者取締役会の賛同表明及び応募推奨を含みます。) の条件の状況を順次確認するとともに、最終的には、下記〈本公開買付前提条件〉に記載の方法 により当該前提条件の充足の有無を判断いたします。当社らは、2022年6月下旬において、下 記〈本公開買付前提条件〉記載の前提条件の充足の有無(不充足の場合には、その理由及び不充 足となった前提条件②を放棄して本公開買付けを開始するか否かを含みます。) について、公表 する予定であったところ、2022年6月30日現在、本公開買付前提条件①が充足されておらず、 対象者との協議を継続するために本公開買付けの開始時期を延期する必要があることから、改 めて 2022 年9月下旬において公表する予定です。2022 年9月下旬の時点で下記〈本公開買付前 提条件〉記載の本公開買付前提条件①が充足されない場合も、当社らは、引き続き対象者取締役 会からの賛同表明及び応募推奨の取得に向けて対象者と協議をさせて頂く予定です。この場合 は、2022年9月下旬に、その旨及び本公開買付けの開始時期の延期に関する情報を公表する予 定です。また、これに加えて、2022年9月下旬よりも前においても、下記〈本公開買付前提条 件〉記載の前提条件の充足の状況について重大な変更(下記(本公開買付前提条件)記載のとお り本公開買付けの開始時期の延期又は前倒しを含みます。) が生じた場合には、速やかに公表す る予定です。

<後略>

(変更後)

#### <前略>

当社らは、今後の当社ら及び対象者との協議・交渉を通じて、下記〈本公開買付前提条件〉に記載の前提条件(本公開買付けに対する対象者取締役会の賛同表明及び応募推奨を含みます。)の条件の状況を順次確認するとともに、最終的には、下記〈本公開買付前提条件〉に記載の方法により当該前提条件の充足の有無を判断いたします。当社らは、2022年6月下旬において、下記〈本公開買付前提条件〉記載の前提条件の充足の有無(不充足の場合には、その理由及び不充足となった前提条件②を放棄して本公開買付けを開始するか否かを含みます。)について、公表する予定であったところ、2022年6月30日時点で、本公開買付前提条件①が充足されておらず、対象者との協議を継続するために本公開買付けの開始時期を延期する必要があったことから、改めて2022年9月下旬において公表することとしました。その後、下記

〈本公開買付けの実施を決定するに至った背景及び目的について〉「③ 本公開買付けを実施す る理由及び実施に至る経緯」「キ. 6月30日変更プレス公表後の経緯」に記載のとおり、対 象者においては、対象者事務局で当社買収提案について検討が行われた上、2022年7月26日 の対象者取締役会で、当社買収提案に対して賛同表明・応募推奨を行うか否かを判断するため の検討を開始する決議がなされ、その後鋭意ご検討していただいておりますものの、2022年9 月30日時点で、本公開買付前提条件①が充足されておらず、対象者との協議を継続するため に本公開買付けの開始時期を延期する必要があることから、改めて2022年11月上旬に予定さ れている対象者の第2四半期決算短信の発表の時期を目途に公表する予定です。かかる時点で 下記〈本公開買付前提条件〉記載の本公開買付前提条件①が充足されない場合も、当社らは、 引き続き対象者取締役会からの賛同表明及び応募推奨の取得に向けて対象者と協議をさせて頂 く予定です。この場合は、2022年11月上旬に予定されている対象者の第2四半期決算短信の 発表の時期に、その旨及び本公開買付けの開始時期の延期に関する情報を公表する予定です。 また、これに加えて、かかる時点よりも前においても、下記〈本公開買付前提条件〉記載の前 提条件の充足の状況について重大な変更(下記〈本公開買付前提条件〉記載のとおり本公開買 付けの開始時期の延期又は前倒しを含みます。) が生じた場合には、速やかに公表する予定で す。

<後略>

## 〈本公開買付前提条件〉

## (変更前)

本公開買付けは、2022年<u>9</u>月下旬を目途に、以下の全ての条件(以下「本公開買付前提条件」といいます。)が充足された場合(又は本公開買付前提条件①が充足され、かつ当社らが本公開買付前提条件②のうち不充足である事項を放棄した場合)に、開始いたします(なお、本公開買付開始前提条件①の充足の状況によっては開始時期が延期又は前倒しされる可能性もありますが、その場合は開始時期の延期又は前倒しが判明次第、遅滞なく公表いたします。)。

<後略>

## (変更後)

本公開買付けは、2022年 11月上旬に予定されている対象者の第2四半期決算短信の発表の時期を目途に、以下の全ての条件(以下「本公開買付前提条件」といいます。)が充足された場合(又は本公開買付前提条件①が充足され、かつ当社らが本公開買付前提条件②のうち不充足である事項を放棄した場合)に、開始いたします(なお、本公開買付開始前提条件①の充足の状況

によっては開始時期が延期又は前倒しされる可能性もありますが、その場合は開始時期の延期 又は前倒しが判明次第、遅滞なく公表いたします。)。

<後略>

## 〈インフロニア公開買付けに対する当社らの提案の優位性〉

(変更前)

#### <前略>

当社らは、本公開買付けの開始を当初公表した 2022 年 5 月 18 日時点においては、2022 年 6 月下旬を目途に本公開買付前提条件を充足した上で本公開買付けを開始することができるものと考えておりましたが、2022 年 6 月 30 日時点において本公開買付けに関する対象者取締役会の賛同表明及び応募推奨の決議が得られていないことから、対象者との協議を継続するために、本公開買付けの開始の予定時期を、2022 年 9 月下旬に延期しました。当社らとしては、かかる本公開買付けの開始の予定時期の延期にもかかわらず、①対象者と継続的に協議を継続することにより、2022 年 9 月下旬を目途に本公開買付前提条件を充足した上で本公開買付けを開始することができるものと考えていること、②本公開買付価格(1 株当たり 1,000 円)は、インフロニア提案価格(1 株当たり 770 円)よりも高く設定されていること、③下記〈本公開買付けの概要〉に記載のとおり、本公開買付けに係る決済資金の調達も可能であること(すなわち、資金調達の観点で当社らによる本公開買付けの開始及び決済に支障がないこと)から、引き続き、本公開買付けは、対象者及び対象者の株主の皆様にとって、より魅力的なご提案であると考えております。

## (変更後)

## <前略>

当社らは、本公開買付けの開始を当初公表した 2022 年 5 月 18 日時点においては、2022 年 6 月下旬を目途に本公開買付前提条件を充足した上で本公開買付けを開始することができるものと考えておりましたが、2022 年 6 月 30 日時点において本公開買付けに関する対象者取締役会の賛同表明及び応募推奨の決議が得られていないことから、対象者との協議を継続するために、本公開買付けの開始の予定時期を、2022 年 9 月下旬に延期しました。その後、下記〈本公開買付けの実施を決定するに至った背景及び目的について〉「③本公開買付けを実施する理由及び実施に至る経緯」「キ. 6 月 30 日変更プレス公表後の経緯」に記載のとおり、対象者においては、対象者事務局で当社買収提案について検討が行われた上、2022 年 7 月 26 日の対象者取締役会で、当社買収提案に対して賛同表明・応募推奨を行うか否かを判断するための検討を開始する決議がなされ、その後鋭意ご検討していただいておりますものの、2022 年 9 月 30 日時点において、当社ら及び対象者との協議状況を踏まえ、本公開買付けに関する対象者取締役会の意見表明の判断にはさらに一定の期間を要することが見込まれたことから、対象者との協議を引き続き継続するために、本公開買付けの開始の予定時期を、対象者からの提案も踏まえた上で、

2022 年 11 月上旬に予定されている対象者の第2四半期決算短信の発表の時期を目途に延期しました。当社らとしては、かかる本公開買付けの開始の予定時期の延期にもかかわらず、①対象者と継続的に協議を継続することにより、2022 年 11 月上旬に予定されている対象者の第2四半期決算短信の発表の時期を目途に本公開買付前提条件を充足した上で本公開買付けを開始することができるものと考えていること、②本公開買付価格(1株当たり1,000円)は、インフロニア提案価格(1株当たり770円)よりも高く設定されていること、③下記〈本公開買付けの概要〉に記載のとおり、本公開買付けに係る決済資金の調達も可能であること(すなわち、資金調達の観点で当社らによる本公開買付けの開始及び決済に支障がないこと)から、引き続き、本公開買付けは、対象者及び対象者の株主の皆様にとって、より魅力的なご提案であると考えております。

# 〈本公開買付けの実施を決定するに至った背景及び目的について〉

③ 本公開買付けを実施する理由及び実施に至る経緯

<中略>

カ. 2022 年 5 月 18 日以降の経緯 (変更前)

#### <前略>

当社らは、対象者取締役会による本対応方針の導入の以前もそれ以降も、継続的に、対象者に対して当社買収提案の検討に必要な情報提供を行うとともに、対象者における当社買収提案の真摯な検討を求め、また、当社ら及び対象者の間での当社買収提案に係る協議を進めております。さらに、当社らは、対象者から2022年6月23日付けで、今後も当社らと真摯かつ友好的な協議を継続することの要請の書面を受領したことを受けて、2022年6月24日付けで、当社らから対象者に対して、今後も引き続き、当社買収提案に対して対象者取締役会の賛同表明及び応募推奨を得られるよう、また、対象者の株主の皆様の期待に沿えるように真摯かつ友好的な協議を進めさせていただきたい旨を伝えております。

<u>当社らとしては、引き続き対象者と当社買収提案に関して誠実に協議する所存であり、最終</u>的には対象者取締役会の賛同表明及び応募推奨を得られるものと考えております。

#### (変更後)

# <前略>

当社らは、対象者取締役会による本対応方針の導入の以前もそれ以降も、継続的に、対象者に対して当社買収提案の検討に必要な情報提供を行うとともに、対象者における当社買収提案の真摯な検討を求め、また、当社ら及び対象者の間での当社買収提案に係る協議を進めております。さらに、当社らは、対象者から 2022 年 6 月 23 日付けで、今後も当社らと真摯かつ友好的な協議を継続することの要請の書面を受領したことを受けて、2022 年 6 月 24 日付けで、当社らから対象者に対して、今後も引き続き、当社買収提案に対して対象者取締役会の賛同表明及び

応募推奨を得られるよう、また、対象者の株主の皆様の期待に沿えるように真摯かつ友好的な 協議を進めさせていただきたい旨を伝えております。

(追加)

キ. 6月30日変更プレス公表後の経緯

当社らと対象者は、6月30日変更プレスの公表後、2022年9月30日時点までに面談12回を 含む継続的な協議を実施しています。

まず、当社らから 2022 年 7 月 5 日に「東洋建設の経営方針・企業価値向上策(案)」の追加 説明に関する資料を対象者へ提供しております。その上で、当社ら及び対象者との間で対象者 の企業価値向上策及び当社買収提案の協議の具体的な進め方(対象者の企業価値向上策の協議 又は対象者の事業内容等に関する相互理解のためのプロセスと対象者による当社買収提案の検 討の先後関係等を含みます。以下同じです。)について協議を行いました。また、当社らと対象 者の間における秘密保持契約の交渉と並行して、当社らと対象者は、当社らが対象者に提出し た「東洋建設の経営方針・企業価値向上策(案)」について議論するとともに、当社らは、当社 らによる対象者の非公開化後、対象者の経営体制、従業員の処遇及び取引先との関係を変更す る意図がないことを対象者に説明しました。対象者によりますと、2022 年 7 月 26 日の対象者取 締役会において、当社買収提案に対して賛同表明・応募推奨を行うか否かを判断するための検 討を開始する旨の取締役会決議を行ったとのことです。

そして、当社ら及び対象者は、2022 年8月 26日付けで、当社買収提案について対象者取締役会で検討を行うために秘密保持契約を締結しました。秘密保持契約締結後、当社らは対象者に対しYFO グループに関する追加の情報提供を、対象者からは、対象者の事業実績、事業計画及び事業内容等に関する追加の情報提供をそれぞれ行った上で、それらに基づき両者で対象者の企業価値向上策及び当社買収提案の協議を継続しています。

協議のスケジュールについては、対象者から、2022 年9月下旬に対象者取締役会において本公開買付けに関する意見表明の判断が可能であれば意見表明をする前提での検討協議スケジュール案が提示され、当該スケジュール案に従って協議を実施しておりましたが、2022 年9月30日時点における当社ら及び対象者との協議状況を踏まえると、当社らと対象者との相互理解及び対象者の企業価値向上に係る協議に一定の期間が必要であり、そのため、対象者取締役会における賛同表明及び応募推奨を行うか否かの判断にはさらに一定の期間を要することが見込まれたことから、対象者との協議を引き続き継続するために、本公開買付けの開始の予定時期を、対象者からの提案も踏まえた上で、2022 年11月上旬に予定されている対象者の第2四半期決算短信の発表の時期を目途に延期することとしました。

6月30日変更プレスの公表から秘密保持契約の締結までの期間においては、当社ら及び対象

者との間で対象者の企業価値向上策及び当社買収提案の協議の具体的な進め方について両者の調整に時間を要したこと、並行して交渉していた秘密保持契約の内容の合意及び締結に時間を要したこと、並びにこれにより対象者の企業価値向上策及び当社買収提案の協議に必要な両者相互間の追加の情報提供が遅れたことを背景に、6月30日変更プレスの公表時点で想定した協議期間よりも時間を要しました。しかし、その後、当社ら及び対象者は、2022年8月26日付けで、当社買収提案について対象者取締役会で検討を行うために秘密保持契約を締結し、当社らからはYFOグループに関する追加の情報提供を、対象者からは対象者の事業実績、事業計画及び事業内容等に関する追加の情報提供をそれぞれ行った上で、それらに基づき両者で対象者の企業価値向上策及び当社買収提案の協議を進めています。当社らとしては、引き続き対象者と当社買収提案及び対象者の企業価値向上に関して誠実に協議する所存であり、最終的には対象者取締役会の賛同表明及び応募推奨を得られるものと考えております。

以上

〈本件に関する報道機関からのお問い合わせ先〉 広報事務局

(当社らが起用する PR エージェント ボックスグローバル・ジャパン株式会社) TEL: 03-6204-4337 担当田邊・久原